

和化漢文における口頭語資料の認定

小林芳規

目次

- 一、はしがき
- 二、将門記二本の比較
- 三、高山寺本古往来と和泉往来文治二年写本との比較
- 四、将門記・古往来各二本間の相違の意味
- 五、将門記楊守敬旧藏本に現れた口頭語
- 六、和泉往来文治二年写本に現れた口頭語
- 七、和化漢文の口頭語資料

一、はしがき

鎌倉時代は、いわゆる言文二途に別れ、書き言葉と話し言葉との間に開きが大きくなり始める時期であるといわれてから久しい。しかし、鎌倉時代における話し言葉の研究は、成書は無論、組織立った考察も殆どないのが現状である。部分的には、軍記物や高僧の書簡などに「談語語」とか「口頭語」の存在を指摘することはあっても、断片的な事象に

止まっている。

鎌倉時代の話し言葉を対象として取上げ組織立った考察をするには、先ず、それに堪えうる資料を蒐集し整理しなければならぬが、如何なる文献がその資料であるのか、或いは文献のどの部分がその資料に適するのかを認定する必要がある。この認定が容易ではないのである。

抑も、今日に遺存する当代の文献は、文字を媒介としている以上、基本的には書き言葉によっている。書き言葉の網をかぶっているとすれば、或る文献—例えば「聞書」のような文献—が話し言葉を使用しているといつても、どの程度にその時代の話し言葉を反映しているのか慎重に吟味する必要がある。その上、その時代の話し言葉と認定するため、の拠り所となるべき話し言葉の資料そのものが得難い。日常談話を録音したり速記したりする技術のなかつた時代には、話し言葉を話したままに書くという口語体の表現方法は未だ成立しなかつたはずだからである。

口語体は、現代語法に基いて書く文章についていうから、現代語の語法を尺度として鎌倉時代の話し言葉の体系を測ることは、話し言葉自体が変遷することを考慮に入れば、危険であることは明白である。無論、その中には現代語の語法に通ずるものもあるに違いないから参考とはなるものの、鎌倉時代の話し言葉は、現代の口語によつて測るのではなく、当代の文献の中から求めなければならない。

当代の文献に反映した話し言葉を、ここでは「口頭語」と呼ぶことにする。「口語」という術語は現代語法に基いて用いられることが多いので、これと区別し、又、「話し言葉」は当代人が日常談話に用いた言語の全体像を想定した用語とする。

鎌倉時代の文献から口頭語の資料を求める手立てとして、筆者は、本誌前号において、先ず延慶本平家物語の会話文の用語に注目し、会話文（又は思惟文）にだけ用いられて地の文には全く用いられない語群を助詞・助動詞・連語等について指摘し、副助詞「バシ」、助動詞「ムズ」、連語「サルニテモ（ハ）」等十二種を取上げた。次に、これらの語群が地

の文にも用いられている文献を鎌倉時代の文献の中から選び出し、「草案集」「諸事表白」「却癡忘記」など六文献を指摘し、文章が口頭語を基調としてしていると見た。それらは、法会に際しての談話ノートであったり、日常談語の聞書などであった。⁽¹⁾

これらの前号で扱った文献は、主として片仮名文（又は片仮名交り文）であり、言語事象も助詞・助動詞などの文法事項であった。

本稿では、和化漢文を対象文献とし、音声・音韻の事項に重点をおいて、鎌倉時代の口頭語資料の認定の問題を考えてみようと思う。

ここで扱う和化漢文は、将門記二本と古往来二本とである。いずれも訓点の施された文献であるが、その訓点を二本間相互に比較すると、表記の上で大きな相違が認められる。一方は当時の表記規範に適うが、他方はその規範に大きく外れている。これが口頭語との関連を考える手掛りとなるものである。

尚、和化漢文といえども、訓点であるからには、漢文訓読の語彙・語法が基調にある。その網をかぶった中で、表記規範から外れたものが存し、そこに口頭語資料の問題が生まれてくることを断っておきたい。

二、将門記二本の比較

将門記には、院政初期書写の古写本が二本現存する。真福寺蔵の承徳三年（一〇九九）書写本と、楊守敬旧蔵の院政初期書写本とである。この両本に施された訓点を比較すると、本文は凡そ同じ内容であるのに、その訓点の表す語には甚しい相違がある。例えば、曾て指摘したように、「ヲ」と「オ」との仮名遣において、承徳三年書写本（以下「承徳本」と略称する）では、声調の違いに応じて使い分けが見られた。これに対して楊守敬旧蔵本では使い分けは全く見られない。このような相違は、他の事象についても少なからず認められるが、その中から、本稿の意図する課題に係わる諸事象を

取上げてみる。

(一) 字音語の開拗音の表記

サ行の開拗音の仮名表記において、承德本がヤ行表記をするのに対して、楊守敬旧蔵本は直音表記をしている。このことは既に指摘した所であるが、左にその全例を掲げる(算用数字は原本の行数、「別」は別筆仮名であることを示す)。

〔承德本〕「ㄣ」は「ン」で示す。以下特に断らない時はこれに同じ)

- 蛇飲シヤイム (292別) 羽翔ウシヤウ (50)
- 数旬シュン (131) 銓楯ムシユン (115) 優恤イウシユン (433) 舜岱シユンタイ (475)
- 稼穡カシヨク (119) 服織シムシヨク (138) 寝食シムシヨク (310) 矯飾カウシヨク (355別) 縦容シヨウ (389) (一)「ㄣ」はリの表記。以下同じ)

〔楊守敬旧蔵本〕(行数の下の①は第一種仮名、②は第二種仮名、③は第三種仮名を示すが、覆製本に依ったものであり、区別の

困難なものもあり、峻別できていない)

- 生分サウ (186②) 邪惡サヤ (433①か) 邪惡サヤク (436「サヤ」③、「ヤ」は本のまま) 阿闍梨アサリ (435①か)
- 主ス (221②) 主ス (ㄣ) 從上ス (146②) 從兵ス (370②) 服從フツス (275②) 受領ス (314③) 駿去馬ス (124③) 宿世スセ (277②)
- 巡檢スケン (427②) 中甸ス (170②)
- 黎庶レイシ (375②) 乘馬ソウバ (122③) 承引ソウイン (288②) 縦容ソウヨウ (405②) 寢食シムシヨク (306②)

(二) 字音語の開拗音の表記

合拗音の表記は、承德本が「クワ」「クキ」の仮名表記をするのが主であるのに対して、楊守敬旧蔵本は、類音字を用い、仮名表記をする時は直音表記である。

〔承德本〕

- 干クワン (ㄣ) 戈クワ (ㄣ) (39) 干戈クワン (295) 会稽クワイケイ (48) 魁師クワイシ (504)
- 恨慄クワイシ (542) 郭璞クワクハク (176) 恩渙クワン (276) 莞爾クワン (40)

(煨燼)

ホ、エ、ヒ

人寰トウワン (458)

冤狂エンキヤウ (358)、「エン」別 凶叟キウソウ (492)

但し、一例「鰥寡」(433)がある。

〔楊守敬旧蔵本〕

百懸ハクケン (378 ②)

過契カケ (293 ②) 裸形 (296 ②)

郭漢カクハン (139 ③)

誼託ゼイトク (92 ②)

會替カイ (457 ②か)

會替カイ (174 ②)

貴誨キイ (349 ②)

併個ヘイゴ (303 ②)

(一)と(二)とを併せて見るに、拗音を表す場合に相違があり、承德本が現行の方式と同じ「ヤ・ユ・ヨ」「クワ・クキ」の仮名表記であるのに対して、楊守敬旧蔵本は仮名で表す時は直音表記であり、その他、合拗音に類音の漢字を用いている。

(三) 字音語の撥音尾二種 (唇内撥音 m と舌内撥音 n)
承德本において三内撥音尾を正しく表記し分けていることは、既によく知られる所である。しかも、唇内 m を「ム」で表し、舌内 n を「ㄣ」で表し、喉内 r を「ㄣ」で表して、これが承暦三年(一〇七九)鈔本金光明最勝王經音義の「次可知」二種借字の表記に一致することも知られる通りである。

唇内撥音 m と舌内撥音 n との語例を掲げる。

〔唇内撥音 m〕

讒劔ゼンケン (19別)

鳩毒トウ (16)

盜跡ラムセキ (197)、「盜」は「濫」との混同か)

讒人ゼンジン (201)

蛇飲シヤイン (292別)

寢食シムシヨク (310)

噤載ゼンサイ (417)

朕位チンカ (336)

〔舌内撥音 n〕(次下の挙例の「ㄣ」は原本の字体)「ㄣ」

莞爾ワンニ (40)

姻婭インア (55)

燕丹エンタン (99)

民烟ミンエン (111)

銚楯シウテン (115)

簡牒カンダク (142)

蹂躪ニウロク (205)

胤胤インイン (254)

練兵レンペイ (261)

和化漢文における口頭語資料の認定

恩渙オンワン (276) 伏フ辯ベン (300) 宅タク烟エン (302) 靈レイ魂コン (337) 譴ケン責ゼキ (370) 鰥クワン寡カ (433) 人クワン寰ワン (458) 舜シユン岱タイ (475) 子チ反ホウ (474)
 地チ去ク籟サイ (平) (477) 捐ケン捨シヤ (513) 恨クワン慚イン (542)
(恨慚)

〔唇内撥音 m〕

〔一ウ〕 讒サツ劔ス (159) 清廉シヨウ (193)

〔舌内撥音 n〕

〔一ん〕 擿セン奎ケイ (193) 恪カク謹コン (236) 寃エン狂キヤウ (358)

又、裏書の仮名においては、次のように、舌内撥音 n を「ム」で表記していて、右のような表記を区別する方式に合わない。

蹂躪シウリムトフミニシル (205 行目裏書仮名)

尚、「ン」を舌内入声音 m の表記に用いた、

優イウ恤シユ (433)

もある。

これに対して、楊守敬旧蔵本では甚しく様相を異にしている。⁽⁴⁾

〔唇内撥音 m〕

(ム表記)

感カム (15 ②) 清セイ (平) 廉レム (平) (160 ②) 讒サム (平) 人ニン (171 174 ②) 讒サム (175 ② か ①) 任ニン 国 (192 ③) 検ケン (214 ②) 任ニン 用 (215)

③ か ② か) 寢食シムソク (306 ②) 息男ソクナム (369 ②) 默テム 定テイ (420 ② か ① か) (點)

(ン表記) (挙例には「ン」を「ン」で表す)

沈^{チン}。平^{スル}吟^{スル}。平^{スル} (19)、「チン」③、「スル」① 檢封^{ケンフ} (220②) 檢^{ケン}スルニ (307②) 朕位^{テイ} (341③か) 檢^{ケン} (379②)

(ツ表記)

巡檢^{スウケン} (47②、「ケ」の字体は三画目が右に撥ねている)

(零表記)

欠負^{カフ} (212②)

〔舌内撥音n〕

(ㄱ表記) (挙例には「ㄱ」を「ㄴ」で表す)

群司^{グンシ} (209②) 段歩^{ダンポ} (265②) 弁濟^{ベンサイ} (265②) 吏民^{リミン} (333②) 貧人^{ヒンジン} (347②) など四十例

忿怒^{ブンゴ} (71③) 權守^{ゴンカミ} (257③) 坂東^{サカトウ} (308③) 歎念^{タンネン} (386③) 靈^{リョウ}。平^{ヒラ}魂^{コン}。平^{ヒラ} (342②) など十八例

言上^{ゴンジョウ} (358、「コン」は②の上から③を重ね書)

(ㄴ表記)

嚙^{ヒキ}。平^{ヒラ}丹^{タン}。平^{ヒラ} (25②か)

(零表記)

十^{ジュウ}。(入^{キリ}善^{ゼン}。平^{ヒラ} (20②) 秦皇^{シンノウ} (26③) 笑^{サウ} (56③) 中句^{チュウコ} (170②) 權守^{ケンシ} (206②) 群司^{グンシ} (210②) 不練^{フレン} (240②) 新司^{シンシ}

(258②) 侘人^{ヂヤジン} (280②) 分散^{フンサン} (294②) 憐^{レン} (300③か②) 晏居^{アンコ} (354②) 新皇^{シンノウ} (392②) 巡檢^{スウケン} (47②) 賊難^{ソクナン} (434)

② 悪神^{アクシン} (436②)

(ム表記)

分散^{フンサン} (64②) 幹朋^{カンホウ} (74②) 蘭花^{ランカ} (173②) 蹂躪^{シヨリムセト} (176②) 案^{アン} (218②) 百懸^{ハクケン} (378②) 太政大臣殿^{タイセイシム} (385②) 内^{ナイ}

豎^{ジュウ} (405、「豎」を「賢」に誤認したか) 閑居^{カンコ} (412②)

和化漢文における口頭語資料の認定

唇内撥音 m では、「ム」で表記する十一例の他に、「ン」表記・「ツ」表記・零表記のものが七例も存する。一方、舌内撥音 n でも、「ン」で表記する五十九例の他に、零表記が十六例、「ン」表記が一例あり、特に「ム」表記が九例も存する。同じ語が

幹朋 (74②)

のように、「カム」でも「カン」でも表記されている。右傍の「カムホウ」も左傍の「カンホウ」も、仮名字体が第一種とも第三種（別に第三種仮名の「カンホウ」も右傍に施されている）とも異なるので、共に第二種仮名と扱ったが、仔細に見ると、字体に少異がある。これらの諸種の仮名が、同一人の追筆であるのか、別人の手であるのかは詳かにし難いが、楊守敬旧蔵本において、唇内撥音 m を「ン」表記・「ツ」表記・零表記したり、逆に舌内撥音 n を「ム」表記したりする例の存することは、承徳本とは甚しく異なる事象として注目せられる。

これらの表記規範に合わない例は、主として等二種仮名に見られ、第三種仮名にも存する。第一種仮名はテニヲハ本位の加点であるから、漢字の字音を示す例が殆どないために、結果として、第二種仮名、第三種仮名に偏ることになったが、楊守敬旧蔵本の加点全体に通ずる基本的な現象と見られる。

(四) 和語の撥音

このような表記規範に合わない例は、楊守敬旧蔵本では和語にも見られる。

和語でも、マ行に基く撥音便は「ム」で表すのに対して、ナ行・ミ行に基く撥音便は「ン」又は零表記で表されるが、マ行に基く撥音便が零表記で示される例が次のようにある。

カチキスルテモノ

昌伎

カムナキ

(34)、「カナキスルテモノ」②、「カムナキ」③ 文室好立 (180②)

フワテ

舍 (19②)

フシツハテ
押塘 (291②)

尚、マ行に基く撥音便とナ行・ラ行に基く撥音便は次のようである。

〔マ行に基く撥音便〕

慎マシムテ (15②か③か) 嚼カマテ (15、「カム」②) 踐フムテ (196、「フム」②) 望ノムテ (26①か) 銜フムテ (11②) 飲クムテ (37②) 鉗ツクムテ (42)

② 動ヤムスレハ (265②) 汝ナムテ (27②) 公雅キムマサ (106③) 涙ナムク (184⑤⑥⑦)

〔ナ行・ラ行に基く撥音便〕

〔イ〕表記 何イカントナラハ者イカントナラハ (209②)

(零表記) 盍イカク (116②) 了ハス (3②、336③、367③) 痛カハス (3①、243③) 帰ヘス (126③) 散サス (158②) 去サス (220③) 訖フハス (285)

②、316②、450② 畢フハス (302③) 何カク (378③) 何ナヒト (458②)

このように、楊守敬旧蔵本においては、和語でも表記規範に合わないものがあるのに対して、承德本では、和語においてもすべて表記規範に合っている。次のようである。

〔マ行に基く撥音便〕

銜フムテ (156) 慎ツシムテ (184) 踏フムテ (224) 押塘シツツムテ (299) 鉗マムテ (394) 嘖セムト職クヒシムテ (417) 翫ムテ (474) 憑クフムテ (514) 痛ムテ (554)

動ヤムスレハ (279)

〔ナ行に基く撥音便〕

〔イ〕表記 (挙例には「ㄣ」を「ン」で表す) 盍イカク (160)

(零表記) 盍イカク (384別)

尚、介入音として、

奈何ナシカ (42)、地名

もあるが、これも表記規範に合っている。

(五) 八行四段活用動詞の音便

八行四段活用動詞が音便を起した例が、楊守敬旧蔵本には次のように存する。

(シ)表記 「ン」で示す)

奪^{ハシテ} (48②) 醉^{エシテ} (102②か) 食^{クラフテ} (124②)

(ム)表記)

奪^{フルムテ} (48③) 叶^{カナムテ} (54②)

(零表記)

負^{ヲテ} (42③)

由^ユ。(平)弓。(平)子。柱^{ナカトシヒトナ} (149③) (150③)

このような三様の表記があるのは、別筆による書き手の違いとか、音価の微妙な差の反映なども考える必要はあるが、「ム表記」が第二種にも第三種にもあったり、同一語が「ン」でも「ム」でも表されていたりすることから見れば、同じ音に対する表記方法のゆれ(不統一)と考えられそうである。その音価は、「ン」表記や零表記が、この文献では撥音を表すにも促音を表すにも用いられていることからすれば、そのいずれかとなる。そのうち「言ヒシ」を「イシ」と表記している所からすれば、促音と考えられそうである。ただし、今日のような音声学の知識の十分なかつたり粗雑に聞いたりする書き手にとっては、撥音と促音との区別は曖昧であったことも考えられる。「ム表記」の例は、この音が唇音的な促音であったことを考えさせるものではあるが、前述のように、この文献では撥音のmとnとの区別が明確にされていないから、「ン表記」と同じ音価の可能性がある。現に、同一語が「フルンテ」とも「フルムテ」とも表記されているのである。

楊守敬旧蔵本では、八行四段活用動詞が音便を起しうる場では、右掲例のように、殆ど音便形で現れていて、音便で

ない原形は次の一例のみである。

掃^{ハラヒテ} (219、「ハラヒ」②、「テ」③)

これは、第二種の仮名が連用中止法で「ハラヒ」と訓読した所に、第三種の仮名が「テ」を加えたことも考えられる。若しそうとすれば、楊守敬旧蔵本では八行四段活用動詞は、音便を起しうる場では、すべて音便、しかも促音便として用いられていることになる。

これに対して、承德本では八行四段活用動詞の音便を起しうる場でも、原形で表されている。⁽⁶⁾

戦^{タク(ウ)ヒテ} 不定^{ナリトイフハ} (11)

傍訓を施した用例数が少ないきらいがあるが、原形で表されるという点は、当時の表記規範に拠って書かれた文献に通ずる。

(六) 和語における語頭の狭母音音節

楊守敬旧蔵本では、「奪」に傍訓を施したものが八例拾われる。それがすべて「バフ」の形で表されていて、語頭「ウ」がない。

奪^{ハキヤ} (48②) 奪^{ハキキ} (150、「ハキ」②) 奪^{ハシテ} (184②) 奪^{ハシテ} (278②) 被^レ奪^ハ (295②) 被^レ奪^ハ (332③) 奪^ハ (338③) 奪^{ハヒカスム} (357②)

全例が「バフ」であるということは、この訓点の加点者の発音が、語頭の狭母音音節において聞えが弱くなったか、全くなくなった状態になった結果として生じた語形を表記したものと考えられる。同時代の前田本色葉字類抄や法華経生字にも「バフ」の語が載せられていることから考えうる所である。

類例は、「ダク」についても見られる。

懷^{ダクイ} (49②) 抱^{ダキ} (110②)

但し、この語の場合には、「抱」(24②)の例もある。しかし、右掲の二例を語頭の狭母音音節の聞えが弱くなったか全くなくなった状態の反映と見ることを否定するものではない。新旧の両形が現れたことも考えられるからである。

これに対して、承德本におけるこの二語の読みを見るに、「奪」には「奪」(11328)や「奪」(348)のように傍訓の全音節が加点されていないのでその発音を知る手掛りがないが、「懷」「抱」については、

懷 (24) 抱 (24)

と傍訓を施したものがあつた。それらは語頭の狭母音音節「イ」が表記されているのである。但し、右の語以外では「棘」(415)、「何」(537)の語例があるから、語によっては語頭の狭母音音節の表記されないものもあるわけであるが、「奪」「懷・抱」については、楊守敬旧蔵本と承德本とで相違があつたと考えられる。

以上、(一)字音語の開拗音の表記より、(六)和語における語頭の狭母音音節までの六項に亘つて、同じ將門記でありながら楊守敬旧蔵本と承德本とで大きな相違の認められることを指摘した。これと同様な文献が他にも存するのであろうか。

三、高山寺本古往来と和泉往来文治二年写本との比較

同様な文献が和化漢文の古往来に認められる。高野山西南院蔵の和泉往来文治二年(一一八六)写本と高山寺本古往来院政期写本とである。本文は、將門記の二本のような同一内容ではないが、共に消息文を類聚したものであり、作者が高野山に関係のある真言宗僧であり、又、成立時期も平安後期として時期を接していることなど、両本は近似した性格を持つてゐる。更に書写年代も院政後期として相近く、詳細な訓点が施されているという点も共通する。従つて、この両本をその訓点に基いて比較することは、將門記における二本の比較にも準ずることになり、その比較の結果は、將門記の場合と同様の相違が認められたのである。

以下、將門記の場合と同じ項目について、両往来を比較した結果を示すことにする。

(一) 字音語の開拗音の表記

サ行の開拗音の仮名表記において、高山寺本古往来がヤ行表記をするのに対して、和泉往来文治二年写本(以下「和泉往来」と記す)は直音表記をしてある(算用数字は原本の行数を示す)。

〔高山寺本古往来〕

- (シヤ) 謝(273)・謝(313) 拝謝(352) 壮男(217) 恩去章(平整)(8) 合夕(97) 遺迹(114) 栄爵(63)
 (シユ) 終年(127) 検田収納使(128) 頓首(184) 万衆(156) 二種(191) 疲瘦(348) 術(112・210) 治術(133) 恩
 恠(恤)(434) 駿馬(338)
 (シヨ) 叙(平位)(289) 恩怒(426) 悚戦々々(36) 承諾(113) 縦容(285) 職(115) 衣食(191) 恥辱(183)
 (和泉往来)

- (サ) 日車(24) 上夕(95)
 (ス) 修良(232) 受領(8) 朱草(51) 数廻(169) 数十有年(185) 酒海(219) 誦(93)・誦(137) 文殊(150)
 益寿(63) 美酒(54) 宗祖(174) 寄宿(54) 術(232) 述(火イ・クワイ)(87) 矜恤(141) 首途(32・66) 春
 秋(197) 三春(58) 旬月(100)
 (ソ) 処(37) 諸司(9・16) 仲舒(138) 柳絮(51) 證(131) 鐘愛(20) 狭鍾(27) 松花(127) 松喰(156) 勝
 計(5) 縦容(10) 奮従(21) 先縦(137)、「ク」は本のまま 文織(6) 潤溥(20) 御気色(24)

和泉往来では、このように「サ」「ス」「ソ」の表記が主調であるが、少数「シヤ」表記もある。

- 麝(香)(88) 射(擲)(143) 陶(砂)(46) 講(匠)(169)

ア段の「シヤ」だけであって、「シユ」「シヨ」の例はない。「ス」「ソ」の用例数が多いのに対して、「サ」の用例数が僅に二例であるのは、一方で「シヤ」表記があるためであることと関係がある。「サ」表記例と「シヤ」表記例とを合算

すれば、用例数としては「ス」「ソ」の用例数に近くなるからである。

サ行の開拗音のうち、ア段に「サ」表記と「シヤ」表記との両用があるのは何故であろうか。その理由は詳かでないが、「上夕」^{サク}「日車」^{ジツサ}が清音であるのに対して、「麝香」^{ジヤカウ}（前田本色葉字類抄）、「射墪」^{ジヤ}（射・歯音濁、呉音で濁音）、「講匠」^{ジヤウ}（連濁の可能性あり）、「陶砂」^{タウサ}（連濁の拡大か）が濁音又は濁音になりうるものであることの差異を反映するかも考えてみたが、「ス」「ソ」の語例には清音も濁音も含まれているので、差異の必然性が見出し難い。「サ」「ス」「ソ」表記の体系の中に、ヤ行表記の別体系のものが混入したとすべきであろう。いずれにしても、和泉往来では、「サ」「ス」「ソ」の所謂直音表記が主調となっている。この点で高山寺本古往来のヤ行表記とは相違している。

(二) 字音語の合拗音の表記

合拗音の表記は、高山寺本古往来が「クワ」「クキ」の仮名表記をするのが主であるのに対して、和泉往来は、類音字⁽¹⁰⁾の他、仮名表記では直音表記が用いられる。

〔高山寺本古往来〕

(クワ) 廻^{クワリ}李⁽¹³⁶⁾ 奇^キ恠^{クワイ} (87) 九^{キウ}廻^{クワイ} (196) 旧^{キウ}懷^{クワイ} (207) 經^{ケイ}廻^{クワイ} (44) 蔽^{クワイ}教⁽³⁰⁹⁾ 本^{ブン}懷^{クワイ} (去) (434) 恩^{オン}誨^{クワイ}

(346) 荒^{クワリ}涼^{リヤウ} (109 180)

頑^{クワン} (去濁) 愚⁽³³⁵⁾

縮^{クワン}絃⁽¹⁴⁵⁾

(クキ) 貴^{キキ}封⁽¹⁹⁴⁾ 真^{ケン}偽⁽⁷²⁾ 恐^{クウ} (上) 慄⁽¹¹⁾

旧^{キウ}曲^(管) (137)

(クエ) 決^{クエツ} (72 174) 元^{ゲン} (平) 正⁽²⁸⁷⁾

この他に、「委^{キクマ}曲⁽⁴¹⁶⁾」「縮^{クワン}絃⁽¹⁴⁵⁾」が二例あるが、前者は「クキヨク」の「キ」の誤脱とすれば、右掲例に加わることになる。「クヨク」の上の「ク」が頭子音のKの借用仮名とすれば直音表記となるが、後世の「キヨク」の表記とは異なっている。後者の「絃」^{ケン}は直音表記の例となる。いずれにせよ、高山寺本古往来では「クワ」「クキ」「クエ」表記が主調である。

〔和泉往来〕

〔直音表記〕

(キ) 簀合ヒカシ(226) 毀誉キョ(20)、「コ」は「ヨ」の誤写

(ケ) 管絃ケンケン(93) 朧月ラウゲツ(242)

〔類音字表記〕

(火)クワ) 和風カ(28) 山華カ(36) 半靴ハムカ(43) 唐菓子カ(52) 珍菓チンカ(61) 溫和カ(113) 松花ソウカ(127) 誼譚カ(198)

槐林カイツ(142) 懇懷コンカ(29) 述懷ズツカ(87) 丹壞タンカ(101) 嚴誨ケンカ(133) 顔曲ケンカ(142) 蓄懷チクカ(152) 俳偲ハイカ(163)

数廻スウカ(169) 還懷エンカ(183) 六廻リツカ(197) 暗壞アンカ(221)

光蔭クワンカ(19) 鶴望カ(25)

鶴辰カ(24)、「ル」は「レ」の誤写か) 鶴望カ(25)

弱冠カ(17) 緩カ(74)

(元)クワン) 一頑カ(5) 愚頑カ(7) 願カ(157) 壞カ(162)

(鬼)クキ) 碧卉ヘキカ(106) 帰カ(148)

(源)クエン) 五絃カ(63) 還御カ(104) 還懷カ(183) 州縣カ(237)

(元)クエン) 小縣カ(11)

但し、「クワ」については、次の仮名表記もある。

歆賞カ(10) 拙懷セツカ(10) 広恩カ(11) 清懷セイカ(60)

巻首部に偏っている。いずれにせよ、和泉往来では類音字表記が主調で、「クキ」「クエ」には所謂直音表記を用いている。

(一)と(二)とが示すように、拗音を表すには、高山寺本古往来が現行と同じ「ヤ・ユ・ヨ」「クワ・クヰ」の仮名表記の体系であるのに対して、和泉往来は仮名で表す時は直音表記を主調とし、合拗音では類音字の漢字が主調となっている。

(三) 字音語の撥音尾二種 (唇内撥音 m と舌内撥音 n)

高山寺本古往来において、唇内撥音 m と舌内撥音 n とが、「ム」と「ン」とで表記上区別されていることは、既に別に説いた所である。

(唇内撥音 m) 「ム」表記

厭却 (426) 感悦 (180) 欠失 (97) 勘当 (60) 勘定 (96) など二十例

但し、「ン」表記が「蒙估 (438)」の一例存する。

(舌内撥音 n) 「ン」表記

哀憐 (45) 遊宴 (34) 一段 (263) 隱居 (185) 運米 (37) 睿山 (430) 宴 (145) 延引 (279) 恩 (285) 恩顧

(22) など八十七例

但し、「ム」表記が「民煙 (121)」の一例存する。

右のように、高山寺本古往来では、唇内撥音 m と舌内撥音 n とは殆ど区別されており、違例はそれぞれ一例ずつに過ぎない。このような状態は、訓点資料や片仮名文の院政後期の資料で、表記規範に則った文献に通ずる所である。

これに対して、和泉往来では甚しく様相を異にしている。

(唇内撥音 m)

(し) 表記 「ム」を「ン」で示す

兼 (4) 襟 (13) 金章 (16) 拜任 (18) 参啓 (25) 紺布 (45) 三楽 (63) 上林苑 (59) 三衣 (126)

三尊 (150) 開三 (154) など……三十八例

(ウ表記)

遷任^{センニンスルコト} (17) 光蔭^{クワンイン} (19) 千金^{チンギン} (55) 沈^{チン} (81) 幹林^{カンリン} (89) ……以上五例

(零表記)

観念^{カンネン} (199)

(舌内撥音n)

(ン表記)

「ン」を「ン」で示す)

年^{ネン} 變^{ヘン} (3) 面談^{メンタン} (3) 膳^{ゼン} (5) 文織^{ブンシ} (6) 歎^{タン} (7) (「タン」は左傍に加点) 雲山^{ウンサン} (9) 慮^{リョ} (10) 御前^{ゴゼン} (11) 広恩^{クワオン} (11) 蒼天^{サウテン} (12) 分憂^{フンウ} (17) 恩^{オン} (17 23) 恩蔭^{オンイン} (25) 恩德^{オントク} (57) 恩山^{オンサン} (61) 恩^{オン} 賢^{ケン} (110) 檀恩^{タンオン} (161) 仁恩^{ニンオン} (163) など……一七五例

(ウ表記)

歛賞^{クワンシヤウ} (10) 姻婭^{インエ} (ママ) (32) 涓塵^{クワンヂン} (69) 旧塵^{キウヂン} (142) ……以上四例

(零表記)

涓塵^{クワンヂン} (69) 頻伽^{ヒンカ} (85) 幹林^{カンリン} (89) 分明^{フメイヤウ} (96) 邊鄙^{ヒンビ} (98) 散^{サン} (140) 俗塵^{ソクヂン} (147) 不運^{フツウン} (181) 禪室^{ゼンシツ} (192) ……
以上九例

(ム表記)

大秦^{チン} (40) 半靴^{ハンカク} (43) 類船^{ルイセン} (67) 転^{テン} (移^イ) (118) 宣尼^{センニ} (137) 暖露^{ヌムロ} (161) 為^キ 山^{サム} (225) 遠^{エン} (229) 近^{キン} (229)
勤公^{キムコウ} (234) 一端^{イツタン} (240) 白散^{ハクサン} (243)

右掲のように、唇内撥音mは、「ン表記」「ウ表記」「零表記」で表して(13)いて「ム表記」は全くなく、舌内撥音nは、「ン表記」「ウ表記」「零表記」で表す他に、「ム表記」でも表されている(14)。唇内撥音mを表す場合にも舌内撥音nを表す場合

にも、「ン表記」「ウ表記」「零表記」という同じ表記が用いられている。それに加えて、舌内撥音nを表す場合には「ム表記」もある。この「ム表記」は高山寺本古往来では唇内撥音mを表すのに用いるものであり、将門記承徳点でもそうであった。これが当時の一般的な表記法である。それが、和泉往来では唇内撥音mの表記には全く用いられず、却って舌内撥音nの表記に用いられているのは注目される。

又、「ン表記」と「ウ表記」と「零表記」及び「ム表記」との間には音韻上の差はなく、同一漢字でも種々の表記が採用されている。

〔唇内m〕

金生キンシウ (16)・金字キンシ (15) 千金キン (55)

恩蔭オンイン (25) 光蔭クワシイ (19)

拜任ハイニンスルニ (18)・任ニン (189) 遷任センニンスルコト (17)

上林苑生リネン (59) 幹林カリウ (89)

沈滯チンチ (186) 沈チウ (55)

〔舌内n〕

散サン (167)・散サン (242) 白散ハクサン (243) 散サン (140)

細塵サイジン (225) 涓塵ケウチン (69)・旧塵キウチン (142) 俗塵ソクチン (147)

分憂フンウ (17) 分明フメイメイ (96)

天運テンウン (26)・運ウン (111) 不運フウン (181)

暖露タンロ (28)・暖光タンクワ (113) 暖露タンロ (161)

転移テンイ (51) 転テン (移イ) (118)

これらは、同一の音を表すのに、右の諸表記が任意に採用されたと見られる。諸表記は同時代の他文献、例えば高山寺本古往来のようなm||m、n||n・零表記によって表記を区別する場で用いられていた表記が目につれており、恐らく

その表記文字だけを探り込んだものであろう。

右に掲げた事実によると、和泉往来では、唇内撥音 m と舌内撥音 n とは、表記上の区別の全く存しない背景に、二種の異なる音韻としての認識がなく、同一の音韻として把握していたことが考えられる。さすれば、高山寺本古往来とは大きな相違となる。

(四) 和語の撥音

和泉往来におけるこのような事實は、和語の撥音にも見られる。

先ず、マ行に基く撥音便が「ム」「ウ」で表され、ナ行・ラ行に基く撥音便が「ン」で表されていて、一見区別されているようであるが、

〔マ行〕 疏ウトマテ (21) 清スミテ (56) 酌クムテ (164) 進ス、ムテ而 (170) 結ムテ (55)

懃懃ネムコロヒ (239)

積ツクテ (5) 嗜タシナケテ (119)

〔ナ行・ラ行〕 仮カンナ名 (90) 安イトカコシカ (233、上の「カ」は本のまま)

遺ユヒ (242)

零表記で示される時には、マ行・バ行に基く撥音便にも、ナ行・ラ行に基く撥音便にも用いられていて、区別がない。

〔マ行・バ行〕 彈ヒコシテ (20) 臨リン (164、242) 遊アソビテ (110)

〔ナ行・ラ行〕 何ナニカ (234、235) 余日アマ (243) 涓タマミツ (57) 奉ウケテマハス (237)

更に、推量の助動詞「む」の表記に至っては、「ン表記」「ウ表記」「ム表記」がそれぞれほぼ等量ずつ用いられている。

〔ン表記〕 察サンセン (10) 被カシ (11) 任マゼシ (11) 尽ツクサシヤ矣 (14) 聞キコエシ (33) 啓達ケイタク (49) 委啓ケイセン (124) 報セリト (130) 發フコウヤト

(130) 薰入クニニセン (154) 紹隆セウリウセン (176) 遂ツギ (178) 弘ハラハト (230) 奔ワシレン (239)

和化漢文における口頭語資料の認定

〔ウ表記〕	進 <small>ス、マウツレハ</small>	而 <small>(6)</small>	退 <small>シリノカウト</small>	而 <small>(6)</small>	尋 <small>カツネウツ</small>	知 <small>(33)</small>	知 <small>ウト</small>	知 <small>(34)</small>	報方 <small>ホウセウ</small>	交 <small>マシハラウト</small>	交 <small>(143)</small>	知 <small>シラウト</small>	知 <small>(143)</small>	行 <small>セウト</small>	行 <small>(151)</small>
	排 <small>ヒラカウト</small>	嘔 <small>(156)</small>	嘔 <small>クレセウト</small>	竭 <small>(156)</small>	竭 <small>ツキナウコトラ</small>	枯 <small>(166)</small>	枯 <small>カレナウコトラ</small>	越 <small>(166)</small>	越 <small>ワシラウト</small>	前 <small>ス、マウツ</small>	前 <small>(171)</small>	前 <small>ス、マウツ</small>	前 <small>(183)</small>	前 <small>(183)</small>	前 <small>(183)</small>
〔ム表記〕	剪 <small>キラム</small>	得 <small>(22)</small>	得 <small>エム</small>	越 <small>(24)</small>	越 <small>アモラケムト</small>	為 <small>(29)</small>	為 <small>セム</small>	為 <small>(30)</small>	為 <small>ソセム</small>	処 <small>(37)</small>	処 <small>ソセム</small>	訪 <small>(37)</small>	訪 <small>トフラム</small>	酬 <small>(137)</small>	酬 <small>コクヘムト</small>
	敢 <small>(180)</small>	敢 <small>ズム</small>	倒 <small>(235)</small>	倒 <small>クツサム</small>	干 <small>(239)</small>	干 <small>モトメムト</small>	干 <small>(240)</small>	表 <small>(240)</small>	表 <small>ヘワセムカ</small>	表 <small>(245)</small>	表 <small>ヘワセムカ</small>	表 <small>(245)</small>	表 <small>(245)</small>	帰 <small>(138)</small>	帰 <small>カハラムコト</small>
	遂 <small>(160)</small>	遂 <small>トケムト</small>	遂 <small>(160)</small>	遂 <small>トケムト</small>	遂 <small>(160)</small>	遂 <small>トケムト</small>	遂 <small>(160)</small>	遂 <small>トケムト</small>	遂 <small>トケムト</small>	遂 <small>(160)</small>	遂 <small>トケムト</small>	遂 <small>(160)</small>	遂 <small>トケムト</small>	遂 <small>(160)</small>	遂 <small>トケムト</small>

そこに用いられた「ン表記」「ウ表記」「ム表記」は、和泉往来における字音語の舌内撥音nの表記に採用されたものと同じである。従つて、推量の助動詞「む」は、本来の唇音性を失つていたらしく、恐らく撥音の二種m・nの区別を認識しなかつたであろうことを示している。

これに対して、高山寺本古往来では、和語の撥音は、マ行・バ行に基くものは「ム」で表され、ナ行・ラ行に基くものは「ン」で表されていて、表記上区別する原則が認められる。⁽¹⁵⁾

〔マ行・バ行〕

管 <small>イトナムテ</small>	管 <small>(196)</small>	涙 <small>ナムク</small>	涙 <small>(196)</small>	守殿 <small>カムノ</small>	守殿 <small>(208)</small>	など…十例
撰 <small>エラムテ</small>	撰 <small>(339)</small>	蔵人 <small>クラムト</small>	蔵人 <small>(372)</small>	…二例		

〔ナ行・ラ行〕

如何 <small>イカシ</small>	如何 <small>(373)</small>	罷越 <small>マカリコエシク</small>	罷越 <small>(244)</small>	など…八例
足 <small>アシ</small>	足 <small>(341)</small>	件 <small>ケン</small>	件 <small>(106)</small>	など…五例

但し、「ハンヘリ」の四例と助動詞「ン」の九例とに「ン」表記の存するのは、院政後期の表記規範に基く文献に通ずる時代的傾向であるが、助動詞「む」の八十五例は「ム」で表されている。

このように、高山寺本古往来では、和語の撥音m・nの二種を表記上区別する原則があるのに、和泉往来においては、撥音二種は音韻として区別しなかつたようである。撥音便において、マ行に基くものを「ム」「ウ」で表し、ナ行・ラ行

に基くものを「ン」で表して一見区別されているように映るのは、これらの語の表記習慣に引かれたと見るべく、音韻としての別を反映したとは考え難いのである。

(五) 八行四段活用動詞の音便

和泉往来においては、八行四段活用動詞の連用形が助詞「テ」に続く時は、すべて音便を起している。その表記は、「ン」「ウ」「ム」及び零表記で示される。

- 〔ン表記〕 (1)「ン」を「ン」で示す (ヨシヤテ) (250)
 〔ウ表記〕 (58) 養 (ヤシヤカテ) 遂 (シヨカワテ) 覆 (フウウテ) 掃 (ハシラテ) 争 (アサシクテ) 遇 (アウテ) 失 (ウシヤカテ) 厭 (イトウテ) 振 (フルウテ) (115)
 (ム表記) 払 (ハラムテ)
 (零表記) 競 (キワテ) (参考) 事 (ツカマツルニ) (246)

これらは、表記の違いが音価の差を示すことも考えねばならないが、「ハラムテ」「ハラウテ」のように同一語が異表記されていることや、「ン表記」「ウ表記」「ム表記」「零表記」が、和泉往来では字音語の舌内撥音 n の表記に用いられたり、推量の助動詞「む」の表記にも通じていたりすることから見ると、これらの八行四段活用動詞の音便は、同一の音を種々の表記で示したに過ぎず、その音価は、n に近い音であり、n と t との識別の不十分な書き手にとっては、楊守敬旧蔵本将門記と同じく、促音的な音と理解していたことが考えられる。

これに対して、高山寺本古往来では、八行四段活用動詞が音便にならずに連用形の原形のままて用いられた例が、

- 煩 (ワツラヒテ) (222) 賜 (カマヒテ) (305)
 〔フ表記〕 遇 (アウテ) (131) 負 (ラシヤテ) (110) 違 (タカウテ) (52)
 (ム表記) 思 (ワツラムテ) (40) 賜 (ムテ) (44) 向 (ムカムテ) (194) 資 (ウヤムテ) (194)

〔ツ表記〕 追^{ヲツ} (63)

「フ表記」は、和泉往来には見られない表記であり、ハ行転呼の一般化した時代から見てウ音便の可能性がある。「ム表記」は音価が定め難いが、「追^{ヲツ}」に併せ考えると唇音的な促音便であった⁽¹⁶⁾と考えられる。

(六) 和語における語頭の狭母音音節

和泉往来には、「奪」「抱」の付訓例がないので、「ウバフ」「イダク」について調べることは出来ないが、類例として、「ダス」がある。

入室^{シツ}僧可^{シツ}出^{シツ}其義^{シツ} (177)

高山寺本古往来には、「奪」「抱」の語がなく、「出」字には付訓例がないので、語頭の狭母音音節の有無は調べる事が出来ない。

四、将門記・古往来各二本間の相違の意味

第二節で将門記における承德本と楊守敬旧蔵本との比較を行い、第三節で古往来における高山寺本古往来と和泉往来との比較を行った。その相違を整理すると、次のようになる。

将門記においては、

(一)、字音語のサ行開拗音の仮名表記について、承德本がヤ行表記の「シャ・シユ・シヨ」を用いるのに対して、楊守敬旧蔵本は直音表記の「サ・ス・ソ」を用いる。

(二)、字音語の合拗音の表記について、承德本が「クワ・クキ」の仮名表記が主であるのに対して、楊守敬旧蔵本は仮名では直音表記を用い、別に類音字で表す。

(三)、字音語の撥音尾 m と n について、承德本が「ム」と「ン」とで表記を区別しているのに対して、楊守敬旧蔵本で

は区別が認められない。

四、和語の撥音について、承德本では $m \cdot n$ 二種の音を、字音語と同じく「ム」と「ン」・零表記とで表記し分けているのに対して、楊守敬旧蔵本では、零表記の場合に区別が認められない。

五、ハ行四段活用動詞の音便について、承德本では音便の形は見られず、原形で表されるのに対して、楊守敬旧蔵本では殆ど音便の形で現れ、唇音的な促音と見られる音便である。

六、和語における語頭の狭母音音節について、承德本では「イダク」のように「イ」が表記されていて、脱落した例が見られないのに対して、楊守敬旧蔵本では「バフ(奪)」は全例この形であり、「ダク(懐・抱)」も見られて、語頭の狭母音音節の脱落したと見られるものがある。

のようになる。

次に、古往来においては、

(一)、字音語のサ行開拗音の仮名表記について、高山寺本古往来がヤ行表記の「シャ・シユ・シヨ」を用いるのに対して、和泉往来は直音表記の「サ・ス・ソ」を主用する。

(二)、字音語の合拗音の表記について、高山寺本古往来が「クワ・クキ」の仮名表記を主とするのに対して、和泉往来は仮名で直音表記を用い(但しア段には「クワ」を混える)、別に類音字で表す。

(三)、字音語の撥音尾 m と n について、高山寺本古往来が「ム」と「ン」とで表記を区別しているのに対して、和泉往来では区別の意識が認められず同じ音と扱っていたと考えられる。

(四)、和語の撥音について、高山寺本古往来では $m \cdot n$ 二種の音を、字音語と同じく「ム」と「ン」とで表記し分けていないのに対して、和泉往来では零表記の場合と助動詞「む」とに区別が認められない。

(五)、ハ行四段活用動詞の音便について、高山寺本古往来では、原形のままで用いられ、又音便にはウ音便の可能性もある。

るものの他、唇音的な促音便と考えられるものもあるのに対して、和泉往来ではすべて音便の形で現れ、唇音的な促音と見られる音便である。

(六) 和語における語頭の狭母音音節について、高山寺本古往来には該当例がなく調べる事が出来ないが、和泉往来には「ダス(出)」の例があり、語頭の狭母音音節の脱落したと見られるものがある。

右の、二組の四文献を見較べると、将門記における、承德本に対する楊守敬旧藏本の対立関係は、古往来における、高山寺本古往来に対する和泉往来の対立関係に酷似していることが判る。

即ち、表記の上から見るに、将門記の承德本と高山寺本古往来とが共通の表記基盤にあり、一方、将門記の楊守敬旧藏本と和泉往来とが共通の言語基盤にあることになる。

右掲の六項目についてみるに、将門記承德本と高山寺本古往来とは一定の表記方式に従っており、表記規範に従った同時代の他文献の表記にも通ずるものである。

特に、将門記の承德本は、その本文が丁寧で字画正しい清書本の趣がある上に、第六張表から第八張裏にかけては禪書の技巧が施されており、訓点には、「オ」と「ヲ」との仮名遣に定家仮名遣に通ずる声調の差による用法が認められている。更に施訓方式にも一定の原理が存している⁽¹⁷⁾。このような事実は、川口久雄博士が承德本を唱導テキストとして使用した形跡があると指摘された所⁽¹⁸⁾とも関係する。承德本に見られる一定の表記方式は、当時の文章語の表記規範を反映するものと考えられる。

又、高山寺本古往来も、訓点が施されているのは何等かの意味で教育的配慮の然らしむる所ではないかとされ⁽¹⁹⁾、その訓点の施訓方式に、将門記承德本に通ずる、一定の原理が認められる⁽²⁰⁾。従って、高山寺本古往来が、将門記承德本と同じ表記基盤に立っていることは考えられる所である。

一方、将門記の楊守敬旧藏本は、本文が一筆であるが、天地一杯に無造作に自由奔放な風に書かれ、全巻が重ね書や

書き損じや訂正加筆に覆われていて、稿本のような様相を見せている。従つて、訓点においても、承德本に見られた「才」と「ヲ」との仮名遣や、一定の施訓方式は全く認められない。

又、和泉往来文治二年写本も、全巻に重ね書き損じや訂正があり、多くの誤写や誤訓を持ち、仮名遣は無論、一定の施訓方式も全く認められない。

将門記楊守敬旧蔵本と和泉往来文治二年写本とが、先掲の六項目において共に当時の表記規範に合わない内容であったのは、右に述べたような本文や訓点の書写態度と深く係わっていると考えられる。

では、この両本が六項目を通じて表している言語基盤は如何なるものであるのか。

各項目毎に検討してみよう。

第一項の、サ行開拗音を直音で表記していることは、将門記楊守敬旧蔵本も和泉往来も、漢文の訓点であることからすれば異様である。院政期当時の訓点の表記としては、仮名ではヤ行表記が一般的になっているからである。むしろ、サ行開拗音を直音で表記することは、当代の和文に通ずるものである。又、漢文に訓点を施すことの始まった当初の平安初期の訓点資料において、拗音を表記するに当り様々に工夫した中の一つの方式として直音の表記も採用されていた。この所謂直音に表記されたものの音価が何であつたかは確定し難い厄介な問題であるが、将門記や古往来が示すように、殆ど同じ時期の訓点において、中国伝来の拗音を表すのに、「シャ・シユ・シヨ」と「サ・ス・ソ」との二様が存しており、文献の性格によつて採用した表記が異なつてゐるという事実は注目されて良い。即ち、その背景に二つの異なつた表記の体系がそれぞれに存していたことが予想される。それが単なる表記の段階に止まるのか、音韻体系の相違にまで係るのが問題となる。

一体、拗音は、擬声音はともかく、語を表す音としては外来音であつて、漢字と共に中国大陸から輸入された音であると見て良い。固有の日本語の音韻体系には無かつた音ということになる。それが何時からどのような位相において、

日本語の音韻体系に入り定着したかは重要な問題であり、漢文訓読という場はその有力な手掛りとなる。ここでは、当初、外国語の音として学習され、表記も反切や同音字で示されたり、類音の漢字や直音仮名、或いは二重母音で示されたり様々な工夫があつたが、時代の下ると共に仮名表記のヤ行表記に定着してくる。⁽²¹⁾それは、中国語の原音に忠実であろうとする段階から、次第に原音から離れる姿と読みとれる。しかし、いずれにしても学習音のレベルでの事柄である。

一方、拗音を持つ外来語が、その事物や概念ごと日本人の言語生活に入った場合、拗音を持たなかつた日本語の音韻体系で話し聞く生活をする人が、その音を表すには、類音の漢字で原音に近づけて示すか、又は、その音に近い日本語の音韻に把え直しその仮名で示すかという方法によらざるを得ないのである。漢文訓読のような学習音として習得する場では、仮名表記は原音を表すためにそれに近い音の仮名を借用することになるが、日常談話語の場乃至はその口頭語が書き留められる場では、外来音としての拗音は、日本語の音韻体系の中でそれに近い音韻で表されることになる。和文の「直音表記」は、正にそういうものではなかつたか。それは、漢文訓読という位相における学習音とは異なり、それから離れて、音韻としては日常談話語に通ずるものであろう。

将門記楊守敬旧蔵本や和泉往来におけるサ行開拗音の直音表記「サ・ス・ソ」も、本来中国語音であつたこの種の拗音を、固有の日本語の音韻体系の中で把え、その表記を示したものである。本文が漢文の体裁を持ちその訓点であつたために、これを漢籍や仏書の訓点と同列に考えてしまうと異様な感を持つことになるが、それらとは異なる和化漢文であり、しかも訓点一般としての表記規範に必ずしもとられないような、規範力の緩い書写本の場合には、談話語と同じ日本語の音韻体系が現れうる。そこには、学習音としての訓点の場での表記とは違つた把え方が反映していると考えられる。さすれば、この二文献の直音表記の実態から、逆に当時の日常談話語の発音を窺う資料が得られることになる。

第二項の、合拗音を、将門記楊守敬旧蔵本と和泉往来とが仮名では直音表記で示し、別に類音字で表しているのも、サ行開拗音の直音表記の場合と同様の事柄である。楊守敬旧蔵本の「百縣」^{ハクケン}、和泉往来の「箕合」^{キカヒ}、「臘月」^{ラツゲツ}等の直音表記

は、固有の日本語の音韻体系の中で、それに近い音の仮名で表したものに過ぎないのである。将門記承徳本の「鰥寡」も同様のものである。

若し、これらを日本語の音韻体系の中に合拗音が定着し位置を占めていた時代の表記とすれば、従来の国語史において合拗音の消滅として説かれている「クワ↓カ」「クキ↓キ」「クエ↓ケ」の音韻変化が、室町時代や鎌倉中期を溯って、既に院政初期に始まっていたことになってしまふのである。⁽²²⁾一方、和泉往来の仮名表記の中に、「清懐」「広恩」のような「クワ」表記が交っているのは、その書写に当り、院政末鎌倉初期という時代から見ても、訓点の世界の表記法が混入したものであろう。

第三項の、字音語の撥音尾mとnとの区別も、外来音として中国の漢字音の学習を通して習得したものと見られる。固有の日本語の音韻体系には二種の音韻は存しなかつたに違いない。知識として学習した音であるから、訓点資料の世界においてさえ、平安初期以来、屢々表記上の誤用が現れ、それが折毎に指摘されて来たわけである。この二音を表記上区別することは、知識が高く、表記規範に忠実であつたことを示している。

楊守敬旧蔵本がこの二種の音を区別せず、又、和泉往来において区別の意識が認められず同じ音と扱えられていたことは、学習した知識音に従つたのではなく、当時の固有の日本語の音韻体系の中で扱えたからであつたと考えるとその事情が理解し易いと思う。

このことに関連して、それを裏付ける例として、当時の角筆文献を挙げる事が出来る。

書陵部蔵文選巻第二院政初期の訓点において、第一次墨書では、唇内撥音mは「ム」で表し、舌内撥音nは「ン」で表していて峻別している。これに対して、同人が後から追筆した角筆の仮名ではnを「ム」で表して区別の乱れたものが約半数ある。更に角筆の仮名の上から加筆訂正した第二次墨書では再び正しく区別されている。即ち、墨書は表記規範に適つて正しく峻別されているのに、角筆による凹みの仮名では区別が乱れているのである。⁽²³⁾神田本白氏文集天永四

年(一一一三)点でも第一次墨書は峻別しているのに、角筆の仮名では区別の乱れた例がある。

角筆の仮名が、その性格上、当時の表記規範から外れ、口頭語を反映し易いことから考えると、右述の文選や文集の角筆の仮名の例は、当時の口頭語の発音を反映したと考えられそうである。

さすれば、楊守敬旧藏本や和泉往来が二種の撥音を区別しないのも、口頭語の投影を考慮することが出来そうである。⁽²⁴⁾

第四項の、和語の撥音において、将門記楊守敬旧藏本と和泉往来とが二種の音を区別しないのも、同様の事柄である。音便の場合にマ行に基く音便を「ム」、ナ行・ラ行に基く音便を「ン」で表して一見区別されているようであるのは、単なる表記習慣に従ったまでであつて、必ずしも音韻の別を反映したものとはならないのである。

第五項の、八行四段活用動詞の音便において、将門記楊守敬旧藏本と和泉往来とが、すべて音便として現れ、しかも促音的な音便であることについて考える。従来はこの現象について鎌倉時代以前の文献を対象として正面から論ぜられることが少なかった。それは、そのような用例そのものが少なかったからである。

しかし、角筆文献が顧みられるようになった結果、平安中期(十世紀)に既にこの現象のあつたことが判明して来た。例えば石山寺藏沙彌十戒威儀經平安中期角筆点では、八行四段活用動詞が助詞「テ」「ツ、」に続く時は、すべて音便として現れ、しかも促音的な音便であつた。⁽²⁵⁾ 同期の他の角筆文献についても同種の例が見られる。これに対して、同じ時期の和文でも(例えば青谿書屋本土左日記)、又、白点や朱点・墨点を施した訓点資料でも(例えば興聖禅寺藏大唐西域記卷第十二平安中期朱点)、八行四段活用動詞は促音的な音便が全く見られず、主として「―ひて」「―ヒテ」の原形で表されているのである。

院政時代や鎌倉時代に降ると、毛筆文献でも、規範から外れた俗語的なものや地方語的な表現を持つ文献では、この八行四段活用動詞の促音便が積極的に用いられている。下総の中山法華経寺藏三教指帰注や、猿投神社藏古文孝経建久六年(一一九五)点⁽²⁶⁾がそれである。

ハ行四段活用動詞の促音便が現れているこれらの文献に通ずる性格から考えると、日常口頭語の場においては、既にこの促音便が行われており、それが反映し易い、それぞれの文献（角筆文献とか地方語文献とか俗語的性格の文献とかの非規範的で日常口頭語の現れ易いもの）に現れたものと考えられる。

第六項の、和語における語頭の狭母音音節の脱落した語が、将門記楊守敬旧蔵本に積極的に用いられて現れ、和泉往来にも見られたことについて考える。

この現象も、平安中期（十世紀）の角筆文献には見られるものであった。即ち、石山寺蔵漢書高帝紀下平安中期角筆点の「バフ（奪）」「ダス（出）」がこれである。⁽²⁷⁾ これも日常口頭語の現れと考えられる。

この語例は、毛筆文献でも平安後期・院政期には訓点資料や片仮名文等にも見出しうるようになるが、その積極的な使用例が楊守敬旧蔵本に見られるのである。

以上の、第一項から第六項を総合して考えるに、将門記楊守敬旧蔵本と和泉往来とに共通する言語基盤というのは、当時の日常口頭語であり、その現れであると見ると、理解し易くなる。無論、これらの文献の言語がすべて口頭語であるという意味ではなく、漢字漢文の傍訓である以上は訓点としての制約を蒙るものの、少くともこの六項目についてはその反映と考えられてくるのである。

尚、将門記の楊守敬旧蔵本における字音の撥音二種の表記が「混同」されていることについて、和泉往来文治二年写本と「類似した様相」として、楊守敬旧蔵本の訓点の時期を、「真福寺本将門記よりも更に時代を下らせるべきである」とし、「和泉往来の時代にまで近付けるべきである」とする安田博子氏の考えがある。⁽²⁸⁾ これは、撥音二種は平安時代には如何なる位相でも区別されており、時代の降るに伴って区別が乱れる、という時代による変化、という単一の線上において、当該現象を把えて解釈したためである。この結果、楊守敬旧蔵本の仮名字体が「真福寺本に先立つこと十数年若しくは数十年」という従来の所見を変えなければならないという無理を生じさせている。

そう考えるのではなく、同じ時代の文献でも、表記規範の強い文献と、表記規範の弱い文献ひいては口頭語の反映した文献とが併行するという、複線の上で把えなければならぬ問題である。

五、将門記楊守敬旧蔵本に現れた口頭語

楊守敬旧蔵本に口頭語が反映されているとするならば、前項までに取扱った六項の事象だけでなく、それ以外にも認められるはずである。ここでは、その候補と考えられる事象を挙げてみる。

1、所謂、和文語の使用

格助詞「へ」が漢文の訓点としては使われない語であることは富士谷成章『脚結抄』の指摘以来良く知られるが、楊守敬旧蔵本には次のように三例使われている。

取^テ辛^ノ嶋^ノ之^ヲ道^ヲ渡^ルニ於^テ上^ノ総^ノ一^ノ国^ニ (65、「へ」①)

以^テ去^リ天^ノ慶^ニ二^年十一月廿一日^ニ涉^ルニ於^テ常^ノ陸^ノ国^ニ (286、「へ」①)

以^テ同^ノ月十五日^ニ遷^ルニ於^テ上^ノ野^ノ国^ニ (337、「へ」①)

同様に、漢文の訓読には使われない、使役の助動詞「す」が用いられている。

積^ミ穀^ヲ米^ヲ以^テ増^ス 勇^シ (123、「イサマセテ」②)

その使役の表現には、「ウタシタル」という語例もある。

譬^ト若^ク遼^ノ東^ノ (平^ノ野^ノ之^ノ女^ニ) (上^ニ随^フ夫^ト一^ノ事^ヲ) 令^シ討^ツ父^ノ国^ヲ (80、「ウタシタルカ」②)

「ウタシメタル」の「メ」の誤脱とは見難く、「討タセタル」の訛か。現代語の俗用に通ずるような用法である。

2、口頭語「ムズ」の使用

推量の助動詞「ムズ」が、平安鎌倉時代において「ムトス」とは異なる位相の語であり、当時の口頭語と見ることが

出来ることは既に説かれており、角筆文献の沙彌十戒威儀經平安中期点に現れていることは別に説いた所である。⁽²⁹⁾ その「ムズ」と見られる例が楊守敬旧藏本に現れている。

乃擬^{スル}首途^{トセム}之間^ニ・亦將門^{マタ}・伺隙^{テヒマツ}追來^{ヒル}（15）、「セムスル」②

「ム」の下の「ト」が誤脱したと見る余地もあり、一例だけであるという不安もあるが、「ムズル」の可能性を否定することは出来ない。

3、過去の助動詞「タ」

同様の語例として、助動詞「タ」が挙げられる。

所^ノ被^レ虜^レ領^{キザ}・雜^ニ物^ニ・資具^ニ三千余端（68）、「セラレタ」②

「タ」の下の「ル」が誤脱したと見る余地もあり、一例だけであるという不安があるが、「タ」の可能性も否定することが出来ないものである。

以上の、助詞・助動詞についてみるに、「へ」「せ」は訓点に用いず和文に用いられる語であるが、和文語が訓読語よりも口頭語の方に近いことから考えると、当時の口頭語でもあった可能性がある。「ムズ」や「タ」の場合と併せ考えると、いずれも、口頭語の現れと見る余地があり、俗用とさえ見られる「ウタシタル」をも考慮すれば、前節の六項に準ずるものとして扱うことが出来る。

尚、次の例の、

恒^{ツネ}掠^{カス}ニ人民^{カス}之財^ヲ為^{スル}從類^ノ之榮^ト也（279）、「スル」②

「スル」も、この資料では「也」が不説であることから見れば、連体形終止となる。

4、字音語の俗用

次に発音について見るに、先ず字音語で規範に外れるものが目に付く。

(1) 才段長音の *o* を *ü* に発音する。

歎念之至不_レ可_二勝言_一 (387、「シウ」②)

「勝」は蒸韻又は證韻の字であり、字音仮名遣では「シヨウ」と表される。この音が既に才段拗長音の *o* に発音されたことは、同じ蒸韻字を「愛(去)興(去) (120、「ケウ」②)」「凌(上)轢(266、「レウ」②)」「李陵(139、「キイレウ」③)」のように「エウ」で表記されていることから知られる。³⁰ この才段長音を「シウ」と表したのは、*ü* という長音に発音された例と見られる。この現象については、既に先学による諸論考があり、福島邦道氏がその論考で概括紹介され、³¹ その後の論考で高松政雄氏はこれが単なる表記上だけの問題でなくその音声を荷つていたとされ、³² 国語音声史上の位置付けをさされている。この現象は、中世末・近世初頭に盛行し十七世紀中葉を境として終息に向うとされるが、溯つて院政時代にもあったのであり、後述のように和泉往来文治二年写本にもある。又、角筆文献にも指摘されて、比較的口頭語を露呈させたり或いは地方色を帯びたような資料が多い。³³

(2) 才段長母音

遇撰姥韻の「虜」は字音仮名遣で「リヨ」と表されるが、これを「レウ」とした例がある。

虜領 (68、「レウ」②) (承德本「虜掠」126別)

虜掠 (308、「レウリヤクシテ」②) (承德本「虜掠」251)

仮名の「レウ」は、先述の「興」「凌」「陵」と同じく才段拗長音を表すと見られるから、「虜」の長母音の例と見られる。(3) 才段長音の短呼

一方、才段長音を短呼したと見られる例もある。

奏 (169、「ソ」③) 奏 (248、「ソス」②)

暴_ト悪 (190、「ホ」②か) 暴_ホ悪 (271、「ホ」②)

坂東(44)、「ト」②

これらは、「ウ」の省記とも考えられるが、同じ語が同じ語形で表され、類例もあることからすれば、才段長音の短呼と見ることが出来そうである。

右掲の(1)(2)(3)は、字音語の規範から外れたものであり、俗用と考えられる。それは口頭語の世界で発音されていたものの反映と見て不都合はない。

5、和語の語頭狭母音

和語において、「先^{ヤキイ}立^テ(236)、「サキイ」②か)のような長母音の例や、「引^{ヒキ}(366)、「ヒテ」①)のような狭母音の連続した場合にその一つが脱落した例もあるが、他に、「イヤシクモ」がこの文献では、常に「ヤシクモ」と表されている。

苟^{ヤシクモ}(167、311、397、「ヤシク」③)

和泉往来でも、後述のように、「ヤシクモ」とあるから、語頭の狭母音が脱落した形と見て良さそうである。これも、口頭語として行われており、その反映かと考えられる候補である。

六、和泉往来文治二年写本に現れた口頭語

和泉往来文治二年写本の中にも、前々項までに取扱った六項の事象以外にも、口頭語の候補と考えられる事象がある。

1、和文語

「彼此^{カレコレ}」が漢文訓読語であるのに対して、「コレカレ」は和文に見られる語である。その「コレカレ」が和泉往来に用いられている。

岸曲^{キシク}按此^{ノカクヘコレカレコ}彼古^{タイナリ}驂^{コト}(87)

2、俗語の使用

和化漢文における口頭語資料の認定

和泉往来に俗語の見られることは、既に遠藤嘉基博士が指摘され、後世俗に使われる「為体」^{テイタラク}や「所謂」^{イハイル}「凡」^{フヨス}「綻」^{フクロウ}「嘯」^{ウツクス}などを「俗語ではなかるうか」とされた。⁽³⁴⁾この他にも「尻切」^{シリカチ}の語が挙げられる。

調度唐笠塗 蔴革尻切等也 (83)

「尻切」は、かかとが切れたように見える藁草履で、類聚名義抄(観智院本)には「屐」に「シリキレワラクツ」の訓がある。頓要集・運歩色葉・伊京集・明応五年本節用集など後世の辞書も「シリキレ」で載っている。宇津保物語・祭の使にも前田家本によると「しりきれの尻の破れたる穿きて」とある。これに対して、梁塵秘抄では「きぬはかりきぬ、しりけれも」(五四五)、古本説話集でも「笠、尻切なども」(巻下、六十七)と「しりけれ」の形で出ており、和泉往来と同じである。語源から考えれば、「しり切れ」が本の形で、「しりけれ」はその音転訛と見られる。梁塵秘抄に「むず」「そ(禁止)」「たし」「う」「どこ」「なにしに」の口頭語が存することは先に指摘した通りである。⁽³⁵⁾古本説話集にも「むず」「なにしに」などの口頭語が見られる。従って、和泉往来の「尻切」という音訛形も、俗語として口頭語の世界で使われていた語が現れたと考えても良さそうである。

3、過去の助動詞「タ」

助動詞「タ」と見られる語がある。

青陽往也朱明来也 (65)

「タ」の下の「リ」が誤脱したと見る余地もあり、一例だけであるという不安もあるが、「タ」の可能性も否定することが出来ないものである。

4、二段活用の一段化した例

二段活用の一段化した例として検討すべき語がある。

四者岸樹風燭浪舟落花是也 (88)

「ヲチル」は、底本の字体が「ヲノセル」と見えるが、「ノセ」は親本の「チ」を誤写したものと見て差支えない。「オチル」は他文献にもあり、『口語法別記』において上二段活用的一段化した例と説かれたが、「オチイル」の「イ」が連母音のために落ちたものであった。

しかし、和泉往来のこの箇所は、歌の四病を挙げたもので、「落花」は「落花病」の意である。その意は文字通り「地に落ちる花」であって、「陥る」の意ではない。従って、この例は、二段活用の一段化したものとなる。

5、字音語の俗用

字音語で規範に外れる発音が次のようにある。

(1) 才段長音の *o* を *u* に発音する

身 彫弊也 (247)

「彫」は蕭韻の字であり、字音仮名遣では「テウ」と表される。この音が既に才段拗長音と同音になっていたことは、蒸韻字の「勝」「稱」「升」「興」が、「勝劣(22)」「稱計(98)」「升山(123)」「興ケウクナリト」(231)と表記されている例の存することから推定される。この才段長音を「チウ」と表したのは、*u* という長音に発音されたことを示すと見られる。将門記楊守敬旧蔵本の「勝言シウ」と同じ事象となる。

もう一例検討すべきものがある。

雖シレヒレリツナリト此微陋一 (249)

「陋」は「随」字に見えるが、文脈からは「陋」の誤写と考えられる。「陋」とすれば候韻字で字音仮名遣が「ロウ」となる。これを「リウ」と表すのも、才段長音 *o* を *u* に発音したことを示す例となる。

(2) 才段長母音

遇摂御韻の「慮」は字音仮名遣で「リヨ」と表されるが、これを「リヨウ」とした例がある。

マコトニマハテケリヨクワ
特賜ニ賢慮一(10)

「慮」の長母音の例と見られる。

右掲の(1)(2)は、字音語の規範から外れたものであり、俗用と考えられる。

6、和語の語頭狭母音

和語において、「且」(187)のような長母音の例や、「昏」(228)「晝」(200)のような狭母音の連続した場合にその一つが

脱落した例もあるが、他に、「イヤシクモ」を「ヤシクモ」と表した語がある。

ヤシクモ
苟治・国術(232)

将門記楊守敬旧蔵本にも、前述のように、同じ語形がある。語頭の狭母音が脱落した形と見られ、この語形が口頭語として行われていたかと考えられるものである。

七、和化漢文の口頭語資料

以上述べたように、将門記楊守敬旧蔵本と和泉往来文治二年写本とは、当時の訓点の表記や用語の規範から外れた言語事象があり、それらが多くは相通するものであった。

その言語事象のうち、文法事項を見ると、助動詞「ムズ」「タ」は、鎌倉時代の片仮名文で口頭語と認められた語であり、又、連体形終止や二段活用的一段化もこれに準じて当時の口頭語と考えられる語法である。

音声・音韻事項を見ても、サ行開拗音や合拗音を直音で表したり、撥音二種を区別しなかつたりするのは、学習音として得た外来音に対して固有の日本語の音韻体系の中で把えた結果と考えられ、当時の日常談話語の反映と見て矛盾しない。又、ハ行四段活用動詞の促音便や語頭の狭母音音節の脱落が積極的に現れていることも、日常談話語の反映と見得る。これらは、平安時代の角筆文献に同じ事象が存することからも証せられる。角筆文献の用語には当時の口頭語が

反映するからである。

さすれば、字音語において、才段長音の \bar{o} を \bar{u} に発音したり、才段長母音、或いは才段長音の短呼や、和語の「苟」^{ヤシクモ}と発音したりする現象も、日常談話の場で行われていたものの現れと解することが許されよう。

口頭語は、将門記二本と古往来二本のうちでは、規範力の弱い楊守敬旧蔵本と和泉往来とに強く現れたが、正格漢文と違って、本来日本語文を書いた和化漢文の訓読には潜在的に現れうるものであろう。規範力の働いている、将門記承徳本でも、裏書では「蹂躪シウリム」と撥音の区別を乱したり、「棘」^{イカ}(45)、「何」^{トコニカ}(37)と語頭の狭母音を脱落したりした語があり、又、連体形終止も「推擬」^{シヤク}入部「者」^{ヤク}(29)のように現れる。又、高山寺本古往来でも、助動詞「夕」や連体形終止が現れる。⁽³⁶⁾規範力の間隙をぬって、このような口頭語が現れていること背景には、日常談話の場ではこの種の口頭語やその語法がもつと盛んに行われていたことを窺わせるのである。

注

- (1) 拙稿「鎌倉時代の口頭語の研究資料について」(鎌倉時代語研究第十一輯、昭和六十三年八月)。
- (2) 拙稿「将門記承徳点本の仮名遣をめぐって」(国文学放第四十九号、昭和四十四年三月)。尚、別筆仮名には「褒賞」^{ホウシヤウ}(369)の類音字がある。
- (3) 注(2)文献。
- (4) この事は、既に安田博子氏が「楊守敬旧蔵本将門記仮名点の性格―その字音語表記をめぐって―」(語文研究第三十五号、昭和四十八年八月)で指摘されている。しかし、挙例には脱落もあり、特に仮名の第一種、第二種、第三種の認定には筆者と異なるものがあり、筆者には区別の困難なものがあるので筆者の認めた例を挙げることにする。尚、その解釈については、後述のように、筆者は異なった考えを持っている。
- (5) 今日促音に発音されている介入音に「ム」を表記した「専」^{モムハ}(39)、「モムハ」③、「ラ」①かがある。「尤」^{モトセ}(365)が介入音の促音を零表記したものとすれば「モムハラ」の「ム」は後続の「ハ」の唇音に引かれた唇音的な音であったことも考えられ

る。

(6) 一例、「繕^{ツク}」(58)が零表記のように見えるが「ツクロ」は別筆による後から加筆した仮名であるので「ヒ」の省記の可能性がある。又、別筆仮名には「有^{トイム}」近憂^{キハ}」(496、「イムハ」別)がある。

(7) 築島裕「高山寺本古往来の文献学的研究」(『高山寺古往来表白集』高山寺資料叢書第二冊、所収)。

(8) 高山寺本古往来では、サ行の開拗音は仮名表記が殆どを占めるが、一例だけ、「呵^カ噴^{フン}」(259)の類音字表記がある。

(9) 和泉往来でも、仮名表記の他に、類音字表記が次のように存する(「レ」は「ン」で示す)。

宮商角^ク徵^シ羽^フ(94) 賞^生(18) 上^生閨^カ(22) 上^生林^{リン}苑^{エン}(59) 壯^生齡^{レイ}(193) 金^生章^{セン}(16) 金^生商^{シヤウ}(133) 提^テ擗^ペ(203) 歛^{クワン}賞^{シヤウ}(10) 憲^{ケン}章^{シヤウ}(233)

鹿^シ章^{シヤウ}可^カ(122) 「鹿章」は「麀」の誤字)

册^{セキ}(37) 酌^{シヤク}使^シ(218) 冠^{クワン}弱^{ジャク}(190) 下^カ若^{ニヤク}村^{ムラ}(59)

解^ケ状^{シヤウ}(189)

項^{キヤウ}恤^{シツ}(24)

尚、和泉往来が「ヤ行表記と同時に多くの直音表記を含んでいる」として楊守敬旧藏本と共通した性格を有していたことを、安田博子氏が注(4)所掲論文で指摘しているが、その解釈については、後述のように、筆者は異なった考えである。

(10) 高山寺本古往来では、類音字表記は次の一例のみである。

桃^{トウ}花^カ(322)

(11) 拙稿「国語史料としての高山寺本古往来」(注(7)文献五四四頁)。

(12) 和泉往来で唇内撥音mを「レ」で表記した例は挙例の他は次の語である。

金^{キン}鳥^{トウ}3、「古」は存疑) 恩^{オン}蔭^{イン}(25) 三^{サン}春^{シュン}(58) 征^{セイ}帆^{ファン}(71) 吟^{ギン}詠^{エイ}(86) 参^{サン}謁^{テツ}(101) 音^{イン}信^{シン}(103) 諧^{キヤウ}(130) 感^{カン}悦^{エツ}(131) 金^{キン}商^{シヤウ}(133) 嚴^{ケン}誨^{エイ}(133) 肝^{カン}膽^{タン}(134) 矜^{キン}恤^{シツ}(141) 槐^{クワイ}林^{リン}(142) 金^{キン}字^ジ(151) 瞻^{セン}仰^{ヤウ}(153) 今^{コン}後^ゴ(165) 斟^{ジン}酌^{シヤク}(167) 効^{カウ}驗^{ケン}(172) 参^{サン}仕^シ(185) 沈^{チン}滯^{テイ}(186) 任^{ジン}(189) 禁^{キン}(197) 暗^{アン}壞^{クワイ}(221) 潛^{セン}衛^{エイ}(223) 寝^{ニン}(230) 擔^{タン}荷^カ(239) 矜^{キン}思^シ(248)

尚、「美^ヒ艶^{エン}」(91)は「ク」が「ン」の誤字か可か未詳なので数に入れていない。

- (13) この他に、「上凡骨^品比^ヒ」(94)のような類音字があるが、ここでは取挙げない。
- (14) この他に、「大螺^天鈿^源(38)」「五^源紘^源(63)」のような類音字があるが、ここでは取挙げない。尚、その他の表記として、「沽洗^コ(50)」「弱冠^火(17)」があり、又「刑鞭^刑(23)」がある。「へへ」は未詳である。
- (15) 注(11) 文献、五三二頁。
- (16) 注(11) 文献、五三四頁。
- (17) 拙稿「将門記における漢字の用法―和化漢文とその訓読との相関の問題―」(山岸徳平編『日本漢文学史論考』所収)。
- (18) 川口久雄『平安朝日本漢文学史の研究 中』第十五章。
- (19) 注(7) 文献、四六七頁。
- (20) 注(11) 文献、四七四頁「漢字の用法と振仮名との関係」。
- (21) 拙稿「訓点における拗音表記の沿革」(『王朝文学』第九号、後に『論集日本語研究13中世語』に再録)。
- (22) 角筆文献では、更に溯って平安後期の延久二年頃(一〇七〇)の加筆(角筆文字の上から延久二年の朱点が重ね書しているから延久二年より前となる)に、「灰^化」とある。これに重ね書した朱点では類音字で「灰^化」とある(拙著『角筆文献の国語学的研究』研究篇七一六頁)。これも日本語の合拗音が直音に変化した早い例を示すと見るのではなく、学習音としての拗音を日本語の音韻体系の中で把えて表したもので、当時の日本人の口頭音を角筆によって示したものと考えるべき例である。
- (23) 注(22) 拙著九六六頁。
- (24) 下総(千葉県市川市)の中山法華経寺蔵の『三教指帰注』は、片仮名交り文の説話を含む文献で、日蓮聖人の手沢本として聖人ゆかりのこの寺に秘蔵されて来たもので、院政末期か、降つても鎌倉初期より下らない時の書写本であるが、mとnとの区別が認められない。愛知県の猿投神社蔵の『古文孝経』に建久六年(一一九五)に墨仮名で施した訓点でもmとnとの区別がない。当時の地方の資料では、明らかに区別の意識のなかったことをうかがわせるものである。溯って、院政初期に加賀国温泉寺の天台僧明覚が著作した『悉曇要訣』(康和三年(一一〇一)ころ)には、「日本東人」の如きは「俺^{オムラ}習^テオント」^{オント}という書いた記事が知られている。これはmを「ン」で表していてmとnとの区別がない意とされている。「東人」は「畿内方言に對する東国方言」を話す人の意味に見られるが、広く「田舎人」あるいは「非知識層」の意味と見る考えもある。

いずれにせよ、非規範的表現においては、mとnとの区別の意識のなかったことを考えさせるものである。

更に溯つて、藤原公任(一〇四一歿、七十六歳)の『北山抄』の、元日の宴会の儀式の所で、大臣が侍座せよと命ずる会話を、「大臣、『侍座之支尹』と宣る」と書いている。「侍座」の読み方を示した「之支尹」は、「敷き居む」(鄭重な命令表現)を表したものである。この「尹」は、漢字音としてnの韻尾であるのに、助動詞の「む」(マ行の撥音m)を表すのに用いている。

平安時代においてさえ、口頭語では、二種類の撥音の区別がなかったことをうかがわせる。

- (25) 注(22) 拙著三一七・七四四頁。
- (26) 注(22) 拙著七四六頁。
- (27) 注(22) 拙著七四九頁。
- (28) 注(4) 文献。
- (29) 注(22) 拙著七七四頁。
- (30) 拙稿「中世片仮名文の国語史的研究」(広島大学文学部紀要、昭和四十六年三月)。
- (31) 福島邦道「みゆう」と「みよう」の交替(佐伯梅友博士古稀記念)『国語学論集』昭和四十四年六月、『ギリシタン資料と国語研究』に再収。
- (32) 高松政雄「才段拗長音の一問題」(国語学第八十三輯、昭和四十五年十二月)。
- (33) 注(22) 拙著九九〇頁。
- (34) 遠藤嘉基(高野山西南院藏)「和泉往来」について(語文研究第十号、昭和三十五年五月)。
- (35) 注(1) 文献。
- (36) 注(11) 文献五五二・五五六頁。

〔附記〕 本稿は、昭和六十三年度文部省科学研究費総合研究(A)「平安鎌倉時代語研究資料の総合的調査研究」による成果の一部である。